

あけぼの

誰もが幸せに暮らすために大切なこと ～「部落差別解消推進法」を知っていますか～

人は、誰もが幸せに暮らす権利を持っています。その権利を奪う行為が、いじめや差別です。いじめや差別という行為がある限り「誰もが安心できる社会」は絶対に訪れません。

「自分は他の人より優れていると思いたい」という気持ちが、他人を見下す意識を生んでしまうことがあります。また、周りから偏見や差別を「当たり前のこと」のように刷り込まれてしまっていたりして、時には自身の差別意識に気付かずに差別をしてしまうことがあります。

また、いじめや差別に気付いていても「自分はいじめられたくない」「自分を守りたい」という気持ちから見て見ぬふりを

してしまい、いじめや差別を広げてしまうことがあります。

部落問題については50年以上も前に「部落差別の解消は、国民的な課題で国の責務」とされ、長年にわたり啓発や教育が行われてきました。そうした取り組みによって、今ではほとんどの人が「差別は絶対に許されない」と考え、この問題は確実に解決へ向かって進んでいます。

しかし、差別をしている人や、差別を許している人がまだにいて、結婚や就職に不安を感じている人たちもいます。誰もが幸せに暮らせる社会をつかっていくのは、私たち自身です。



不当な差別行為が周りにありませんか？

皆さん、部落差別はまだあると思いますか？中には、部落差別は昔の話で今はもう無くなったという人もいます。また、取り立てて問題視するから無くなるんだという人もいます。

では、実際のところはどうかのでしょうか？

昨年施行された「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」の第1条には、「この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに(以下略)」と明記されています。

確かに、ひと昔前のようにどこかに落書きされたりとか、ビラがまかれていたりといったことは少なくなったのかもしれませんが、しかし、インターネットなどの電子空間で差別行為をするなど、現在ではその状況が変わってきてはいるものの、残念ながら差別は実際にまだ残っているのです。いまだに根深く存在することで、不合理な差別を受けたり、不安な思いをさせられたりしている人たちが実際にいます。

国や県あるいは市の行政機関では、部落差別に限らず、あらゆる差別事象に対して、それぞれ相談窓口を設置しています。

津市人権課の人権相談窓口では、名前や住所、年齢、性別などプライバシーの保護には十分配慮しており、対面相談のほかにも電話やファクス、電子メールなどさまざまな手段でご相談いただけます。

もし、あなたの周りで不当な差別を見たり、実際に差別を受けたりした場合は、遠慮せず同折り込み紙中面に掲載の相談窓口にご相談してください。

